○環境省令第十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

環境大臣　山口　壮

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第七条）	第一節　大臣官房（第一条―第七条）
第二節　地球環境局（第八条―第十条）	第二節　地球環境局（第八条―第十条）
第三節　水・大気環境局（第十一条―第十三条）	第三節　水・大気環境局（第十一条―第十四条）
第四節　自然環境局（第十四条―第十九条）	第四節　自然環境局（第十五条―第二十条）
第五節　環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）	第五節　環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条）
第二章　施設等機関（第二十三条）	第二章　施設等機関（第二十四条）
第三章　地方支分部局（第二十四条）	第三章　地方支分部局（第二十五条）
第四章　原子力規制委員会（第二十五条）	第四章　原子力規制委員会（第二十六条）
第五章　環境省顧問（第二十六条）	第五章　環境省顧問（第二十七条）
（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）	（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十五条に規定する排出削減等指針に関すること。	二　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十五条に規定する排出抑制等指針に関すること。
3～10　（略）	3～10　（略）
（気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室）	（国際協力・環境インフラ戦略室）
第十条　国際連携課に、気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室を置く。	**第十条**　国際連携課に、国際協力・環境インフラ戦略室を置く。
2　気候変動国際交渉室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉に関する事務をつかさどる。	（新規）
3　気候変動国際交渉室に、室長を置く。	2　国際協力・環境インフラ戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
4　国際協力・環境インフラ戦略室は、環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	一　環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務（海外における専ら環境の保全を目的とする事業並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事業の展開の促進に関するものを含む。）の総括に関すること。
5　（略）	二　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。
	3　（略）